

(別紙 1)

令和 8 年度下関市脱炭素先行地域環境教育イベント実施業務仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度下関市脱炭素先行地域環境教育イベント実施業務（以下「本業務」という。）

2 業務履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 業務目的

下関市は環境省の脱炭素先行地域（第 5 回）に選定されており、あるかぽーと・唐戸エリアを中心に再生可能エネルギーや省エネ設備の導入等を推進している。本市では、こうした脱炭素先行地域の取組を広く市民に周知するとともに、市民一人ひとりが日常生活の中で脱炭素行動を実践するきっかけを創出することが重要な課題となっている。

本業務は、こうした背景のもと、市民を対象としたイベントを実施することにより、脱炭素先行地域の取組への理解促進と行動変容を図り、脱炭素先行地域計画提案書に掲げる目標（K P I）の達成に資することを目的とする。

4 業務概要

（１）対 象 者：下関市民（ファミリー層を主要なターゲットとする。）

（２）実施回数：１回

（３）開催日程：令和 8 年 12 月までに実施

（４）開催場所：下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援（事業者対象）補助金を活用し、省エネ又は再エネ設備を導入した施設

※開催日程及び開催場所の詳細については、委託者と協議の上、決定する。

5 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

（１）環境教育イベントの企画

ア 脱炭素先行地域の取組を市民に分かりやすく伝え、行動変容を促す企画とすること。

- イ プログラム構成、タイムスケジュール、会場設営及び運営体制等、実現可能性の高い実施計画を立案すること。
- ウ 脱炭素先行地域計画提案書に掲げる目標（K P I）の達成に資する取組を、企画の中に具体的に組み込むこと。
- エ 行動変容の効果（CO₂ 排出量削減）を定量的に把握するための指標及び測定方法を検討し、後述のアンケート等に反映すること。

（２）参加者募集及び受付

- ア チラシ、ホームページ、ＳＮＳ等の広報媒体を活用し、参加者を募集すること。
- イ 参加申込みの受付を行い、参加者名簿を作成・管理すること。
- ウ 参加者との各種調整

（３）会場及び関係者との各種調整等

- ア 会場提供者、講師その他関係者との連絡調整を行うこと。
- イ 会場設営に必要な機材・物品等の手配を行うこと。
- ウ 会場使用料等、イベント開催に係る経費はすべて受託者の負担とする。

（４）イベント当日の運営管理

- ア 受付、進行管理及び記録（写真・動画等）を含む当日の運営を行うこと。
- イ 参加者の安全管理に配慮した運営体制を確保すること。

（５）アンケートの実施

- ア 参加者に対するアンケート調査を実施すること。
- イ （１）エに定める指標に基づき、行動変容の効果把握を行うこと。

（６）実施結果の整理及び報告

- ア 参加者数、アンケート結果、実施状況（写真記録等）を整理し、実施結果報告書としてとりまとめること。
- イ 実施結果報告書は委託者と協議の上、期日までに提出すること。

6 スケジュール（目安）

項目	時期（案）
実施計画協議	契約締結後～９月頃
企画詳細・会場確定 広報物作成	１０月頃～１１月頃
参加者募集・受付	１１月頃
イベント実施	１２月頃 ※委託者と協議の上決定
アンケート集計 実施結果報告書提出	イベント実施後～令和９年３月３１日まで

7 成果品

成果物名	形式	備考
実施計画書	PDF／Word	契約締結後速やかに提出し、委託者の承認を受けること。
イベント告知・広報物	PDF／編集可能データ	チラシ、ウェブ掲載用データ等。使用媒体は委託者と協議の上、決定する。
参加者アンケート票 （案・結果）	PDF／Word・Excel	集計結果を含む。設問には行動変容の把握に資する項目を含めること。
実施結果報告書	PDF／Word	参加者数、アンケート集計結果、実施状況（写真記録を含む）等を取りまとめること。
実施記録（写真等）	電子データ	当日の実施状況が分かるもの一式。

8 その他

- （１）本業務の実施に当たっては、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱を遵守すること。
- （２）本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者がその都度協議して決定する。
- （３）本業務により得られた成果品（電子媒体含む）は、委託者に帰属するものとする。
- （４）本業務で知り得た業務上の秘密に係る事項について、漏洩してはならない。本業務の完了後も同様とする。
- （５）委託者が提供した資料及びデータ等については、他への流用を禁止する。また、本業務が終了した時点で速やかに返却又は抹消すること。
- （６）個人情報取扱特記事項（別紙①）を遵守すること。
- （７）しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項（別紙②）を遵守すること。
- （８）下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項（別紙③）を遵守すること。

別紙①

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、下関市の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、下関市の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために下関市から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、下関市の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために下関市から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに下関市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、下関市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに下関市に報告し、下関市の指示に従うものとする。

別紙②

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙③

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受託者は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。